



## 梶山内閣府特命担当大臣が 公益認定等委員会に出席しました

9月22日、第382回の公益認定等委員会に梶山弘志内閣府特命担当大臣が出席し、冒頭挨拶が行われました。

梶山大臣からは、委員の日頃の審査業務等に対する謝辞とともに、現在全国で約9,500の公益法人が様々な分野で魅力ある活動をしており、地方創生という観点からも、公益法人は大変重要な存在になっていること、一方、法人運営におけるガバナンスが適切に機能していない事例も見られ、委員会が公益法人制度に対する国民の信頼確保に重要な役割を果たしているとともに、法人関係者と意見交換等を行う「法人との対話」にも積極的に取り組んでいると認識していること、担当大臣として、委員会と協力し、公益法人の活動への支援や理解促進に取り組むとともに、公益法人の自己規律の確立や適正な運営の確保に努め、民(みんな)の自主性による公益の実現のサポートに尽力したいと考えていること、人生が長くなった中、退職後にそれまでの知見を地域で活かし、民(みんな)の力でサポートしていくことが重要であると考えていることなどが述べられました。

### 目次

- P.2  
「平成28年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について
- P.3  
平成29年度 公益法人の会計に関する研究会の開催について
- P.4  
寄附税制①  
個人が寄附した場合の所得税の優遇について
- P.5  
寄附税制②  
税額控除証明を受けるためのPST(パブリック・サポート・テスト)要件について
- P.6  
申請サポートに関する情報・その他お知らせ(公益認定申請サポート・法人運営相談の開催等の日程について)



委員からは、委員会としての活動や、公益法人の活動等について発言があり、これらの点についての意見交換がなされました。

### 9月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除 法人数	
内閣府	社 団	798	119	717
	財 団	1,637	326	878
都道府県	社 団	3,356	109	4,232
	財 団	3,703	447	2,970
合 計		9,494	1,001	8,797

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成29年9月30日現在)

# 「平成28年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について



## ■はじめに

「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第48条及び第57条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめるものです。

今般、都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁(内閣府及び都道府県)分の公益法人の概況について取りまとめを行い、また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータに併記して収録し、公表しました。

## ■主な内容

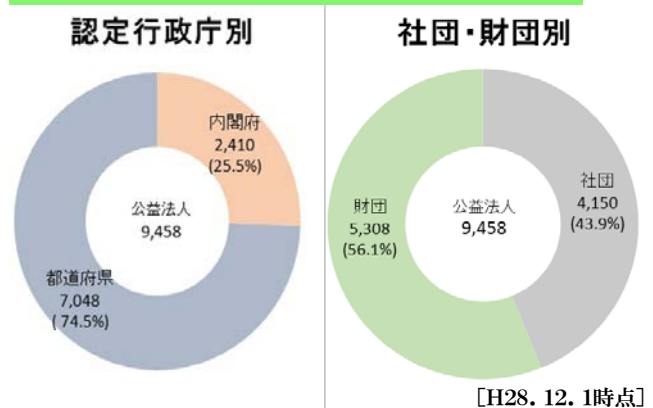
### 第1部 公益法人の概況

- 公益法人制度の概要
- 法人数等
- 事業
- 財務
- 税制
- 移行法人の概況

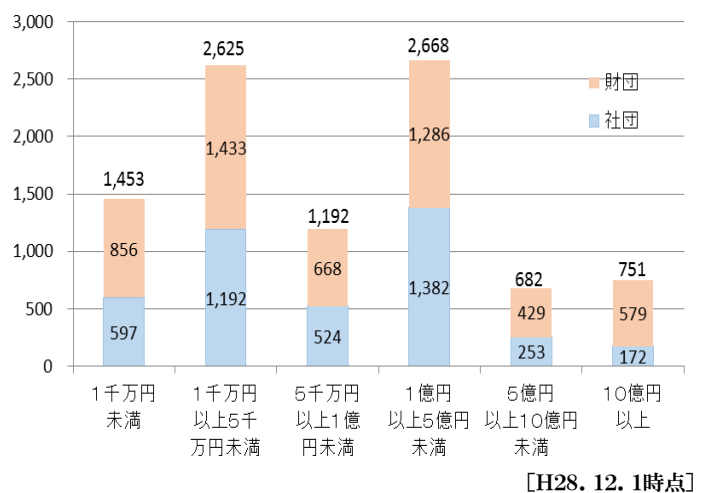
### 第2部 公益認定等委員会の活動報告

- 公益認定等委員会の取組
- 委員会の事務処理状況

＜社団・財団別の公益法人数とその割合＞



＜公益目的事業費用額の分布＞



■公益法人informationに全文を掲載しています。そちらを御覧ください。  
<https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html>



# 平成29年度 公益法人の会計に関する研究会の開催について

公益認定等委員会は、公益法人の会計上の諸課題に対応するため、平成29年度においても引き続き、公益法人の会計に関する研究会を開催します。



## I 検討項目

- (1)平成28年度報告において引き続き検討を行う必要があるとされた「特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化」について検討を行う。

### 《検討事項》

各控除対象財産の趣旨や内容の明確化、金融資産の運用益の積み上がりへの対応、将来の収支の変動に備えて法人が積み立てる資金(特定費用準備資金)の活用の条件等

- (2)日本公認会計士協会と連携し、財務諸表における勘定科目の明確化等の検討を行う。

### 《検討事項》 為替差損益の取扱い等

- (3)そのほか、平成28年度報告において、行政庁が検討を進めることとされた別表H簡便版の作成のフォローアップ等を行う。

## II 検討体制

- ◆ 研究会は、従前どおりのメンバーにより構成する。
- ◆ 必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

## III スケジュール

- ◆ 年度内に、研究会を4、5回程度開催する。
- ◆ 年度末目途に研究会としての報告書を作成し、委員会に報告して公表する。

※開催予定と検討項目については、今後の検討状況によって変更する可能性があります。

➡ 詳細は、[公益法人information](https://www.koeki-info.go.jp/) を御覧ください。 <https://www.koeki-info.go.jp/>

# 公益法人に対する寄附には、税制上の優遇措置があります — 個人が寄附した場合の所得税の優遇について —

- 公益法人に寄附をすると、寄附をした人は所得控除を受けることができます。  
(全ての公益法人が対象)

【所得控除】  $\{ \text{所得金額} - \text{寄附額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円} \} \times \text{所得税率}^{\ast 2} = \text{税額}$   
控除額

- 一定要件(PST要件)を満たすことの証明(税額控除証明)を受けた公益法人に寄附した場合、寄附をした人は、所得控除に代えて税額控除を選択することもできます。(詳細は次ページ参照)

【税額控除】  $\text{所得金額} \times \text{所得税率}^{\ast 2} - \text{寄附額}^{\ast 1} \times 40\% = \text{税額}$   
控除額<sup>※1</sup>

※1 控除することができる寄附額や控除額には、上限があります。

※2 所得税率は所得金額等により異なります。

所得控除又は税額控除を受けるにあたっては・・・

- ◆ 寄附をした人は確定申告をする必要があります。
- ◆ 確定申告の際は、当該公益法人が発行する寄附受領書等が必要です。  
(税額控除を選択する場合は税額控除証明の写しも必要です。)

## ● 寄附金額や所得金額の違いによる控除額の具体例

(モデルケースにおける控除額の例です。実際の控除額は個別に御確認ください。)

(例1) 年収500万円の人が1万円を寄附した場合

所得控除による控除額：  $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 20\% = \underline{1,600 \text{円}}$

税額控除による控除額：  $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \underline{3,200 \text{円}}$

上記の計算式に  
当てはめてそれぞれ  
計算したものです。

(例2) 年収500万円の人が2万円を寄附した場合

所得控除による控除額：  $(2 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 20\% = \underline{3,600 \text{円}}$

税額控除による控除額：  $(2 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \underline{7,200 \text{円}}$

(例3) 年収5,000万円の人が1万円を寄附した場合

所得控除による控除額：  $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 45\% = \underline{3,600 \text{円}}$

税額控除による控除額：  $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \underline{3,200 \text{円}}$



- ◆ 寄附金額が大きいほど、控除額は大きくなります。(上限あり)
- ◆ 所得金額に応じて、有利な控除が異なります。  
(所得が低いほど税額控除の方が有利になります。)

# 公益法人が税額控除証明を受けるためには、 PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たす必要があります

- PST(パブリック・サポート・テスト)要件とは、公益法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標です。
- 具体的には、公益法人が、実績判定期間(通常は直近5年間)に受けた寄附実績において、以下の要件1又は要件2のいずれかを満たすことが必要です。

## 要件1(絶対値要件)

- ◆ 3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上。
- ◆ ただし、公益目的事業費用が1億円に満たない事業年度がある場合には、その事業年度の寄附者数は(ア)により計算した判定基準寄附者数を用いて上記の要件を判断し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{公益目的事業費用の額の合計額}}$$

(イ) 寄附金総額が年平均30万円以上 (1,000万円未満の場合には、1,000万円)

## 要件2(相対値要件)

- ◆ 法人の総収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上。  
(1者当たりの基準限度超過額等の調整規定あり)

- 税額控除証明を受けるための手続きは、公益法人informationの電子申請窓口から行うことができます。

申請方法の詳細は、**公益法人information**掲載の「**税額控除に係る証明～申請の手引き～**」を御覧下さい (<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>)

## ■ 税額控除証明に関するワンポイントアドバイス ■

### ～既に税額控除証明を受けている公益法人の皆様へ

- 証明の有効期間は、発行日から5年間です。
- 既に証明を受けている場合で、引き続き証明を受けたい場合には、有効期間を経過する前に余裕を持って新たな申請を行ってください。

### ～将来的に税額控除証明の申請を行いたいとお考えの公益法人の皆様へ

- 申請に当たっては、いずれの要件を満たす場合でも、寄附金受入明細書等が必要になります。
- 普段から、寄附金を受け入れた際には、受入年月日、寄附者の氏名・住所、寄附金額等を記録しておくことで円滑に申請が行えます。





# 公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。

下記の予約方法などの詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

## 公益認定申請の内閣府相談窓口

### 窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて募集しています。

<https://www.koeki-info.go.jp/application/index.html>

電話 03-5403-9558  
FAX 03-5403-0231  
メール [sodan-juri@cao.go.jp](mailto:sodan-juri@cao.go.jp)

### 電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669  
時間 平日10時～16時45分



## 公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。10月の予定は以下のとおりです。

### 東京都千代田区で開催

日時：10月23日（月）13:10～16:50  
場所：アーバンネット大手町ビル6階

締め切りました

### 福岡県福岡市で開催

日時：10月25日（水）13:10～16:50  
場所：福岡県吉塚合同庁舎8階

申込〆切  
10月13日（金）17時

## その他のサポート

### 業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586  
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

## お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

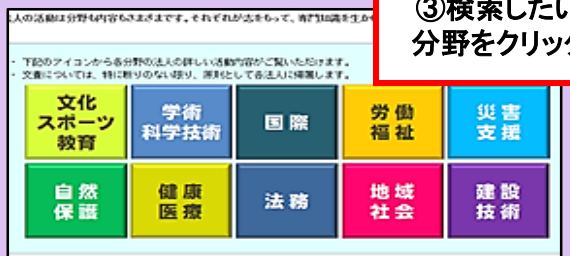
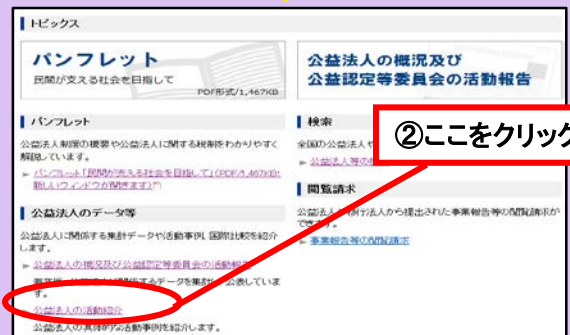
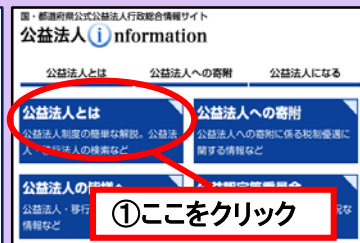
## 募集

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及びサイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動をHP内で紹介しています。

### 「公益法人information」

- ①公益法人とは
- ②公益法人の活動紹介
- ③検索したい分野



## 本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524  
e-mail: [koeki-info@cao.go.jp](mailto:koeki-info@cao.go.jp)



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。